

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十二年六月十九日第十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八 十五番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千五百三十一番 二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百 八十八番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山四百番五地先か ら埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十八番 地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十九番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十九番 地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
五十六・一六 五十二・三六 六十六・九〇 十九・〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三・〇〇四・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

取消 番号	第一〇二 号
指定の取消し に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消し の 年 月 日	令和七年六月二 十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十四番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十 六番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十五番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十 七番地先まで
指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	八十二・五〇 二十三・九三
指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)	〇・〇〇二・〇 六・〇